

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権推進課（内線：7590）→事業実施：人権・同和対策課

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源											
人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業	11,011	10,041	970	0	0	37	10,974											
トータルコスト	19,079千円（前年度26,611千円）[正職員:1.0人 非常勤職員:3.0人]																	
主な業務内容	人権相談、関係機関との調整、ケース会議開催、職員研修開催																	
工程表の政策目標(指標)	人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる解決促進																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権救済条例見直し検討委員会の意見を受け、「人権救済条例」の代替策として、人権尊重の社会づくり条例に基づく人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる相談支援を平成21年4月より実施。 多様な有識者による専門相談、関係機関の連携等によるトータルな支援で本質的な解決を目指す。 <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施体制</p> <table border="1"> <tr> <td>相談窓口 (常駐)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本庁人権局（主幹1・非常勤職員1） 中部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1） 西部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1） </td> </tr> <tr> <td>専門相談員 (非常駐)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有識者に委嘱。必要の都度助言を依頼。 分野:法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者、教育、福祉、女性 </td> </tr> </table> <p>(2) 業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td>1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 希望があれば、関係機関の相談に同行。 支援策の進行状況の把握、公務員の行為についての話し合いの場の設定など。 </td> </tr> <tr> <td>2 関係機関との連携促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ケース会議の開催等各専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 事例等を共有し、解決の促進と迅速適切な対応を図る。 県、市町村職員等を対象とした研修を開催、職員の資質向上を図る。 </td> </tr> <tr> <td>3 多様な有識者による専門相談</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。 </td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の12月までの相談件数は192件 （平成20年度の年間件数（193件）とほぼ同数。前年同月比1.27倍） 関係機関との連携（相談内容の伝達や支援方策の合同検討など）、専門相談員の助言を活用して相談者をきめ細かく支援し、問題の解決を促進した。 相談員のスキル向上を目的に、市町村、関係機関にも呼びかけて相談員研修会を開催した。 一層の利用を促進するため県民への周知を図るとともに、関係機関との一層の連携等によって問題の本質的な解決の促進を図る。 									相談窓口 (常駐)	<ul style="list-style-type: none"> 本庁人権局（主幹1・非常勤職員1） 中部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1） 西部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1） 	専門相談員 (非常駐)	<ul style="list-style-type: none"> 有識者に委嘱。必要の都度助言を依頼。 分野:法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者、教育、福祉、女性 	1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助	<ul style="list-style-type: none"> 支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 希望があれば、関係機関の相談に同行。 支援策の進行状況の把握、公務員の行為についての話し合いの場の設定など。 	2 関係機関との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議の開催等各専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 事例等を共有し、解決の促進と迅速適切な対応を図る。 県、市町村職員等を対象とした研修を開催、職員の資質向上を図る。 	3 多様な有識者による専門相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。
相談窓口 (常駐)	<ul style="list-style-type: none"> 本庁人権局（主幹1・非常勤職員1） 中部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1） 西部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1） 																	
専門相談員 (非常駐)	<ul style="list-style-type: none"> 有識者に委嘱。必要の都度助言を依頼。 分野:法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者、教育、福祉、女性 																	
1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助	<ul style="list-style-type: none"> 支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 希望があれば、関係機関の相談に同行。 支援策の進行状況の把握、公務員の行為についての話し合いの場の設定など。 																	
2 関係機関との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議の開催等各専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 事例等を共有し、解決の促進と迅速適切な対応を図る。 県、市町村職員等を対象とした研修を開催、職員の資質向上を図る。 																	
3 多様な有識者による専門相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。 																	